

主要地方道原町川俣線における機能維持に向けた要望書

3月11日に発生した東日本大震災、さらには東京電力福島第一原子力発電所における原子力災害により、南相馬市及び飯舘村を始めとする相双地方の多くの住民が被災し、福島市を始めとして、県北地方等への避難を余儀なくされております。

また、飯舘村においては、4月22日に国により計画的避難区域に指定されたことを受け、避難先の確保・調整、住民の避難を順次進める一方で、5月17日には指定区域内の一部事業所について、厳格な放射線管理のもとで操業継続が認められたところであります。

さらに、南相馬市などにおける事業所等の再開・移転や大津波災害によるがれきの撤去作業など本県の復旧・復興に向けた建設関係者の移動など、相双地方と県北地方を結ぶ大動脈であり、かつ緊急時の移動経路である主要地方道原町川俣線における機能維持が必要となっております。

つきましては、下記の事項につきましてご尽力賜りますよう強く要望いたします。

記

1. 主要地方道原町川俣線の機能維持のため、同線沿いに立地する飯舘村内のガソリンスタンドについて、従業員の勤務時間調整や交替勤務等により放射線管理を徹底する前提で営業が可能となるようにすること。
2. 飯舘村内で操業を継続する9つの事業者等の利便性確保のため、飯舘村の郵便局について、従業員の勤務時間調整や交替勤務等により放射線管理を徹底する前提で営業が可能となるようにすること。

平成23年6月18日

国家戦略担当大臣・内閣府特命担当大臣

玄葉 光一郎 様

福島県南相馬市長 桜井勝延

福島県相馬郡飯舘村長 菅野典雄